

こ せき し めい き さい 戸籍に氏名のフリガナが記載されます

令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されることになりました。同日以降、本籍地の市区町村長から、戸籍に記載される予定の振り仮名が順次通知されます（奥出雲町は令和7年7月中旬以降に送付予定）。**通知の振り仮名が正しいときは、届出は不要です。**通知の振り仮名が誤っているときは、令和8年5月25日までに正しい振り仮名の届出が必要です。オンライン（マイナポータル）での届出が便利ですが、郵送や窓口で行うこともできます。

なお、振り仮名の届出に手数料は一切かかりません。戸籍の振り仮名制度について、詳しくは法務省ホームページで御案内していますので、御参照ください。

法務省ホームページ

<https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html>



本制度のお問い合わせ電話番号

【コールセンター】 0570-05-0310(5月26日から)
【町民課】 電話:54-2510 有線:31-5000(内線5101・5104)

(注)届出をしなかったとしても、罰則や罰金はありません。振り仮名の届出に当たって法務省や市区町村が金銭を要求することはありません。詐欺に御注意ください。

本籍地から届く通知を必ず確認してね!



戸籍制度マスコットキャラクター「コセキソネ」

65歳以上の方

高齢者補聴器購入費助成事業 補聴器の購入費を助成します



補聴器本体（イヤーマールド含む）購入費用として、**上限20,000円**

*1人につき1回限り *修理費等及び交付決定前に購入したものは対象外

対象者 下記の要件をすべて満たす方

- 奥出雲町内に住所を有する65歳以上の方
- 聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない方
- 耳鼻咽喉科の診療を行う医師から次の①または②の基準を満たす証明を受けた方
 - ①両耳の聴力レベルが40デシベル以上の方（普通の会話が聞き取りづらい程度）
 - ②助成対象者として補聴器装用の必要性を認められた方

申請の流れ

1. 申請書を作成する
申請書設置場所：地域包括支援センター（仁多庁舎1階）、税務課（横田庁舎1階）、町立奥出雲病院、雲南市立病院、むらた耳鼻咽喉科、奥出雲町内補聴器取扱い店、雲南市内補聴器取扱い店
2. 耳鼻咽喉科を受診する
医師から補聴器の使用が必要と認められたら、**医師に「高齢者補聴器購入助成事業に係る意見書」の作成を依頼**してください。※受診や意見作成に係る費用は自己負担となります。
3. 補聴器取扱店で購入しようとする補聴器の見積書を作成してもらう
4. 申請書・意見書・見積書を町へ提出する
5. 町から決定通知を受け、補聴器を購入する
一旦、全額支払いをしてください。領収書を発行してもらってください。
6. 領収書を町へ提出し、後日入金がある

お問い合わせ・書類提出先 地域包括支援センター 電話：54-2512 有線：31-5000（内線：5282）



JR木次線の利用促進にご協力ください！

沿線で作る木次線利活用推進協議会では、利用促進に向けた啓蒙活動のほか、JR木次線を利用した移動、団体が行う利用促進イベント、事業者のツアー造成・販売支援等について、必要な経費の一部を助成しています。

※助成事業は予算に限りがありますので、早めにご相談ください。

毎月12日は木次線応援の日！

協議会では、木次線が全線開通した昭和12年12月12日に因み、**毎月12日を「木次線応援の日」として、利用促進を図っています。**

職場への通勤やお買い物など、いつものマイカー移動をちょっとお休みして、この日は木次線を利用してください。



〈一般利用者向け〉

3区間以上の 木次線乗車（2次交通含む）への補助

3名以上のグループでJR木次線3区間以上の乗車を含む旅行等の移動（中国地方5県内）をした場合に、JR運賃及び貸切バスなど二次交通にかかる**経費に対し1/2（上限10万円）補助**を行っています。

令和7年度は、2次交通の補助金上限を**5万円に、出雲横田駅から備後落合駅間を1区間以上乗車された場合は上限7万円にそれぞれアップ**しました。

観光列車「あめつち」も対象となりますので、是非本補助金を活用してお得な旅へお出かけください。

注意事項

- ①7日前までに事前申込が必要です。
- ②100円未満は切り捨てとなります。
- ③下記〈沿線対策事業〉との併用はできません。



沿線対策事業

1 沿線の学校行事等に対し運賃の全額助成

遠足や部活動など、学校行事等で木次線を利用した**沿線市町の幼稚園、小・中・高等学校等の児童生徒及び先生に対し**、JR運賃（木次線の区間のみ）を**全額助成**します。



沿線対策事業

2 沿線住民主体による利用促進イベントを支援

沿線の住民組織など、団体で行う木次線の利用促進を図るためのイベントや、地域イベントとコラボすることで利用者増加が見込まれるものに対し、必要な経費の一部を助成します。**助成額は1申請につき上限5万円まで。**



※対象となる団体や対象経費、申請期限など詳しくは、事前に下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】木次線利活用推進協議会事務局 政策企画課 電話：54-2514

ホームページ：<http://kisuki-line.jp> 検索 もっとつながる木次線

